

安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 11 日

安芸高田市長 藤本 悦志

安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(安芸高田市附属機関設置条例の一部改正)

第 1 条 安芸高田市附属機関設置条例(令和 6 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

本則 (略)			本則 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
執行機関	附属機関	担任する事務	執行機関	附属機関	担任する事務
市長	(略)		市長	(略)	
	安芸高田市起業支援事業補助金審査委員会	安芸高田市起業支援事業補助金に関する交付の申請の内容について審査すること。		安芸高田市起業支援事業補助金審査委員会	安芸高田市起業支援事業補助金に関する交付の申請の内容について審査すること。
	安芸高田市観光振興計画策定委員会	安芸高田市観光振興計画の策定及びその進捗について調査審議すること。			
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

(安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、この条において改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第2条、第3条関係)	別表(第2条、第3条関係)

1 委員会の委員等 (略)	1 委員会の委員等 (略)																						
2 附属機関の委員等	2 附属機関の委員等																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>起業支援事業補助金審査委員会委員</td> <td>日額 13,000 円</td> </tr> <tr> <td>観光振興計画策定委員会委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 学識経験者</td> <td>日額 13,000 円</td> </tr> <tr> <td> 一般</td> <td>日額 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(略)		起業支援事業補助金審査委員会委員	日額 13,000 円	観光振興計画策定委員会委員		学識経験者	日額 13,000 円	一般	日額 7,000 円	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>起業支援事業補助金審査委員会委員</td> <td>日額 13,000 円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	(略)		起業支援事業補助金審査委員会委員	日額 13,000 円	(略)	
区分	報酬の額																						
(略)																							
起業支援事業補助金審査委員会委員	日額 13,000 円																						
観光振興計画策定委員会委員																							
学識経験者	日額 13,000 円																						
一般	日額 7,000 円																						
(略)																							
区分	報酬の額																						
(略)																							
起業支援事業補助金審査委員会委員	日額 13,000 円																						
(略)																							
3 附属機関以外の委員等 (略)	3 附属機関以外の委員等 (略)																						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。